

## 研究ノート

## 長崎県壱岐地域における合併後の行財政改革

## — 三つの異なる課題を中心に —

世 利 洋 介

## 要 約

長崎県壱岐地域の4町の合併を行財政の視点から考察し、次の三つの要因から生じる行財政改革上の課題を明らかにした。第一に、旧4町時代においては広範囲に亘る多様な共同事務を展開することによって行政運営上のコストを節減してきたという経緯があるが、個々の町での行財政運営においては経常収支比率の悪化に見られるように、経常的経費が累増していたという経緯がある。第二に、合併に伴って、本来の経常的な経費の水準と比較して突出した財政状況を抱えることになり、ここに旧町時代に抱えていた行財政改革上の課題を新たなステージで取り組む必要性が生じた。第三に、総合計画上の目標として協働が掲げられることで、行財政改革のステージを民間との連携で展開する、という新しい形態の行財政改革の課題が生じることになる。

## 目 次

はじめに

## I. 合併前の行財政状況

1. 経常収支比率の推移
2. 経常経費充当財源
3. 行財政改革大綱と広域行政

## II. 合併直後の行財政状況

1. 消費的経費
2. 合併算定替の効果
3. 類似団体との比較
4. 具体的な方策

### Ⅲ. 今後の課題

1. マスタープランと行財政改革の関連
2. 人口推計と職員数
3. 協働の必要性

おわりに

## はじめに

平成16年3月1日、長崎県郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の4町が対等合併し、壱岐市が誕生した。本市の注目される点は、第一に、全国で初めて3万人規模での人口要件によって市制が施行されたということである。第二に、「新市建設計画」の実施と並行して、合併直後から行財政改革を進めていることである。新市建設計画は、合併のビジョンを示すものであり、その後、その具体化のため総合計画（マスタープラン）に継承されることになる。この実施にあたっては、合併前から残されていた旧4町時代の財政硬直化の問題、合併後の新市の適正な経常経費の実現、そしてビジョンの実現を支援するための行財政改革、という基本的に三つの行財政改革上の問題を抱えている。こうした問題は、合併後の多くの市町村が抱える喫緊の課題である。

筆者は上記の合併直後の壱岐市行政改革委員会会長に推奨され、上記のような課題と向き合う機会を与えられ、いわば「臨床」地方財政の場に立たされた。そこで、この機会を活かして、本稿では壱岐市行財政改革を研究対象として取り上げた次第である。本稿の目的は、この壱岐地域のケースを取り上げ、上述したように、合併に伴って基本的には三つの異なるレベルでの行財政改革が必要である、という点を明らかにすることにある。以下、次の手順で論を展開する。第一に、旧4町の実況を考察し、合併後の新市に継承されることになる行財政改革上の課題を明らかにする（Ⅰ）。第二に、合併直後の行財政上の特徴を明らかに

し、合併に伴って生じる特有な行財政改革上の課題を検討する（Ⅱ）。第三に、マスタープランの実現のために今後の実効化が求められる「協働」と行財政改革の関連性について明らかにする（Ⅲ）。

## I. 合併前の行財政状況

本節では、壱岐地域における旧4町時代の行財政状況を検討することで、当時、どのような性質の行財政改革上の問題が課せられていたか、という点を明らかにする。ここでは、行財政の全般的な検討ではなく、特に行財政改革の視点から、従って具体的には、行政全般の効率性、財政上の硬直化の程度とその原因、広域行政の進展の程度、という事項に焦点を絞って検討する。

### 1. 経常収支比率の推移

経常収支比率の推移を平成10年度から合併直前の平成14年度までの過去5年間でみる（図表1）。いずれの旧4町も悪化している。ただし、その悪化の程度は、郷ノ浦町の4%ポイントから石田町の10.3%ポイントまでの開きがある。

硬直化した主な内容を挙げると、郷ノ浦町と芦辺町は繰出金の増大、勝本町と石田町は公債費の累増をそれぞれ挙げることができる。また他方で、経常収支比率の上昇を抑制した要素も確認できる。すなわち、郷ノ浦町では人件費と公債費が、勝本町では人件費と補助費等が、また石田町では人件費が、それぞれ抑制されている。

経常収支比率が悪化してきた背景には、いずれの旧4町にあっても、過去5年間の間に経常一般財源は減少してきたのに対して、それが経常経費に充当される分はむしろ増大してきた、という事情がある（図表2）。図表3は、経常一般財源の歳入分とそれが経常経費に充てられた歳出分についての旧4町の集計分と平

図表1 経常収支比率の推移

郷ノ浦町 (単位: %)								
	小計	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金
平成10年度 a	79.0	19.4	13.6	0.8	0.7	16.4	24.0	4.2
平成11年度	77.2	18.4	14.1	1.1	0.8	15.7	22.9	4.2
平成12年度	96.8	17.0	15.6	1.1	0.9	15.2	20.9	7.5
平成13年度	80.0	17.0	15.3	1.0	1.2	16.8	21.8	6.8
平成14年度 b	83.0	17.3	15.3	1.0	1.2	17.7	22.6	7.9
b-a	4.0	-2.1	1.7	0.2	0.5	1.3	-1.4	3.7

勝本町								
	小計	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金
平成10年度 a	78.6	24.4	10.3	0.1	0.7	17.7	20.9	4.4
平成11年度	78.8	25.0	9.4	0.4	0.7	17.6	21.7	4.0
平成12年度	97.3	24.5	10.5	0.3	0.7	16.6	24.8	5.0
平成13年度	82.1	23.3	10.3	0.4	0.8	14.5	27.0	5.9
平成14年度 b	85.2	23.0	11.4	0.5	0.8	14.4	29.3	6.2
b-a	6.6	-1.4	1.1	0.4	0.1	-3.3	8.4	1.8

芦辺町								
	小計	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金
平成10年度 a	75.1	20.8	9.2	1.3	0.9	15.3	24.4	3.1
平成11年度	74.3	20.3	9.6	0.9	0.9	15.6	23.8	3.2
平成12年度	93.1	20.6	10.1	0.8	1.0	14.8	24.3	5.4
平成13年度	80.0	21.6	10.5	1.1	1.1	15.4	24.8	5.6
平成14年度 b	84.4	22.0	10.8	1.3	1.1	16.6	25.7	6.9
b-a	9.3	1.2	1.6	0.0	0.2	1.3	1.3	3.8

石田町								
	小計	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金
平成10年度 a	75.0	23.3	8.3	0.4	0.7	18.4	20.4	3.7
平成11年度	77.6	23.2	8.5	0.5	0.7	18.0	23.4	3.3
平成12年度	122.9	21.2	8.9	0.4	0.7	18.8	24.6	5.0
平成13年度	82.4	22.5	9.6	0.5	0.7	19.4	24.8	4.9
平成14年度 b	85.3	22.8	10.2	0.6	1.0	19.8	25.2	5.8
b-a	10.3	-0.5	1.9	0.2	0.3	1.4	4.8	2.1

宍崎市								
	小計	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金
平成15年度	85.4	25.2	14.1	1.3	1.9	9.5	26.0	7.3

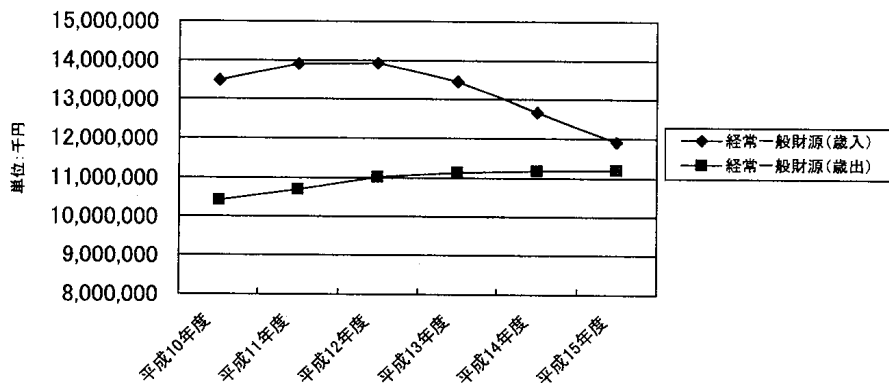
資料: 決算カード各年度より作成。

図表2 経常一般財源の推移

	郷ノ浦町		勝本町		芦辺町		石田町	
	経常一般財源 (歳入)	経常一般財源 (歳出)	経常一般財源 (歳入)	経常一般財源 (歳出)	経常一般財源 (歳入)	経常一般財源 (歳出)	経常一般財源 (歳入)	経常一般財源 (歳出)
平成10年度 a	4,514,343	3,564,692	3,040,009	2,388,214	3,755,414	2,822,016	2,180,821	1,635,404
平成11年度	4,732,773	3,661,544	3,096,627	2,439,133	3,857,446	2,865,963	2,222,598	1,725,362
平成12年度	4,758,406	3,723,423	3,093,092	2,547,345	3,858,327	2,965,556	2,229,965	1,773,950
平成13年度	4,631,352	3,783,704	3,025,281	2,537,761	3,726,713	3,041,819	2,093,776	1,769,979
平成14年度 b	4,365,655	3,775,610	2,863,187	2,550,026	3,491,080	3,072,573	1,968,081	1,771,155
aからbの伸び率	-3.3	5.9	-5.8	6.8	-7.0	8.9	-9.8	8.3

資料: 決算カード各年度より作成。

図表3 経常一般財源の推移



成15年度の壱岐市の分について、それぞれの推移を示したものである。

## 2. 経常経費充当財源

人口一人当たりの経常経費充当一般財源等を平成14年度の場合でみてみると（図表4）、類似団体との比較にあつては、旧4町の間で共通する特徴点を確認できる。

第一に、経常経費充当一般財源等の計でみる限りでは、旧4町のいずれも特に突出して高い場合もなく（対類似団体との比率で最も高いのは、旧芦辺町の112.6%）、また特に低い場合もなく（最も低いのは、旧石田町の88.0%）、充当水準は概ね平均的である。

第二に、旧4町のいずれの場合も、人件費と扶助費は抑制された傾向にある。すなわち、対類似団体との比率では、人件費にあつては旧郷ノ浦町の67.9%から旧芦辺町の87.5%、また扶助費にあつては旧勝本町の40.2%から旧郷ノ浦町の62.3%と強く抑制された水準にある。人件費の抑制については、他で指摘するように、旧4町の間で広域行政が多くの分野で進められていたことが要因と考えられる。このことが人的資源の共有化として財政負担の軽減に繋がっていたものと考えられる。扶助費の強い抑制については、一人当たりの経常経費充当一般財源等に限らず、目的別でみた民生費への充当一般財源等の一人当たり額についても対類似団体との比較でこのことが該当している。なお、合併効果に関連して、市

図表4 人口一人当たりの経常経費充当一般財源等 ー平成14年度ー

(単位:円, %)

	郷ノ浦町 a	類似団体 b	(a/b)*100	勝本町 a	類似団体 b	(a/b)*100	芦辺町 a	類似団体 b	(a/b)*100	石田町 a	類似団体 b	(a/b)*100
人件費	62,953	92,658	67.9	98,265	119,642	82.1	86,609	99,027	87.5	96,151	133,129	72.2
扶助費	4,487	7,201	62.3	3,175	7,902	40.2	4,366	8,647	50.5	4,099	7,874	52.1
公債費	82,575	67,768	121.8	125,389	96,665	129.7	101,313	73,920	137.1	106,317	118,618	89.6
物件費	55,956	34,467	162.3	48,928	46,135	106.1	42,540	37,126	114.6	42,821	49,280	86.9
維持補修費	3,711	3,842	96.6	2,045	5,326	38.4	5,006	4,325	115.7	2,657	5,310	50.0
補助費等	64,665	42,682	151.5	61,649	50,385	122.4	65,307	47,182	138.4	83,443	61,007	136.8
一部組合負担金	25,108	26,410	95.1	30,005	32,527	92.2	26,868	26,239	102.4	31,186	37,721	82.7
上記以外のもの	39,556	16,272	243.1	31,644	17,859	177.2	38,439	20,943	183.5	52,257	23,286	224.4
繰出金	28,753	23,687	121.4	26,627	28,594	93.1	27,029	24,707	109.4	24,283	33,528	72.4
計	303,100	272,305	111.3	366,078	354,649	103.2	332,170	294,934	112.6	359,771	408,746	88.0

資料:『類似団体別市町村財政指数表』地方財政協会、平成16年より作成。

への昇格に伴い、従来の県福祉事務所から、市独自の福祉事務所の設置が必要となることから、その分、人件費と扶助費の増大が見込まれることになる。

第三に、公債費に対する経常経費充当一般財源等が、石田町を除いて、対類似団体との比率でみてかなり高くなっている。ただし、起債制限比率が旧勝本町を除いていずれも類似団体を下回っているが、このことは、離島振興政策の一環として経常一般財源を社会資本整備に積極的に充当してきたことの現れであるといえる。ここで留意しなければならない点は、公債費の基準財政需要額での措置について予測可能性が今後困難となってくることが懸念されることである。

第四に、補助費等が、それも一部事務負担金を除くもの、従って補助金等の対類似団体との比率が2倍前後と極めて高いことである。このことは、合併後の行財政改革上の一つの重要な焦点であるといってよい。従来の凡そ半額に抑制することを前提にして、補助金交付にあたっての基準について適切な検討が求められる。更に、今後の行政への市民参加を狙うのならば、戦略的に、この基準の中に「協働」を促す要素を組み入れておくことが効果的である。

### 3. 行財政改革大綱と広域行政

旧4町の間では、行政改革大綱に関してはその内容に大差はみられない。むしろ、旧郷ノ浦町と旧芦部町、そして旧勝本町と旧石田町は、それぞれ形式も基本的に同じである。また、旧石田町のそれは、旧郷ノ浦町と文言が一致している箇所も多い。こうした事情は、基本的に、旧4町の間にあっては、行政改革についてもほぼ並行して展開していたことを意味する。

事務事業の見直しでは、OA化の推進、自動交付機の導入、補助金・補助事業の整理統合で、組織機構の見直しでは、課・係の再編、公共施設の設置・運営の適正化では、特に民間委託、給与・定員の適正化等といった項目で、いずれの旧4町でも取り上げられている。

旧4町の行政改革大綱		石田町 平成14年度		唐本町 平成8～12年度	
郷/浦町 平成8年度から3年間		郷/浦町 平成9～13年度		郷/浦町 平成9～13年度	
事務事業の見直し 補助金等交付規則の一元化・簡略化 各種団体に對する活動費補助金の見直し 町単独補助事業における少額補助金・目的達成した補助事業の見直し 町民への配布文書等の迅速化 納税組合組織の強化 部門別管理体制の確立 課・係の事務分掌の再編整備 機能的プロジェクトチームの編成 女性の社会進出に伴う保育年齢の引上げ 保育時間の延長	事務事業の見直し OA化の推進(四町での広域電算の適用業務の拡大) 自動交付システムの導入 各種補助金等 外郭団体 処務規則等 未納・未収金	事務事業の見直し 高度情報化への対応と省力化 補助金・補助事業の見直し 民間等委託の推進 町税、使用料等の徴収強化	事務事業の見直し 事務委託・IT化等事務改善の	事務事業の見直し 事務委託・IT化等事務改善の	事務事業の見直し 事務委託・IT化等事務改善の
組織機構の見直し 課・係の再編 国民健康保険直営診療所の経営健全化 民生の安定のための諸策 秘財源の確保と積極的な施策の展開 職員研修の強化 諮問制度等 県境を超えた防災、救急等の相互協力体制の研究 情報公開	組織機構の見直し 課・係の再編 国民健康保険直営診療所の経営健全化 民生の安定のための諸策 秘財源の確保と積極的な施策の展開 職員研修の強化 諮問制度等 県境を超えた防災、救急等の相互協力体制の研究 情報公開	組織機構の見直し 課・係の再編 国民健康保険直営診療所の経営健全化 民生の安定のための諸策 秘財源の確保と積極的な施策の展開 職員研修の強化 諮問制度等 県境を超えた防災、救急等の相互協力体制の研究 情報公開	組織機構の見直し 課・係の再編 国民健康保険直営診療所の経営健全化 民生の安定のための諸策 秘財源の確保と積極的な施策の展開 職員研修の強化 諮問制度等 県境を超えた防災、救急等の相互協力体制の研究 情報公開	組織機構の見直し 課・係の再編 国民健康保険直営診療所の経営健全化 民生の安定のための諸策 秘財源の確保と積極的な施策の展開 職員研修の強化 諮問制度等 県境を超えた防災、救急等の相互協力体制の研究 情報公開	組織機構の見直し 課・係の再編 国民健康保険直営診療所の経営健全化 民生の安定のための諸策 秘財源の確保と積極的な施策の展開 職員研修の強化 諮問制度等 県境を超えた防災、救急等の相互協力体制の研究 情報公開
公共施設「出雲の村」管理運営の法人・公社化の検討 職務・責任の度合いに応じた8級制の導入	公共施設「出雲の村」管理運営の法人・公社化の検討 職務・責任の度合いに応じた8級制の導入	公共施設「出雲の村」管理運営の法人・公社化の検討 職務・責任の度合いに応じた8級制の導入	公共施設「出雲の村」管理運営の法人・公社化の検討 職務・責任の度合いに応じた8級制の導入	公共施設「出雲の村」管理運営の法人・公社化の検討 職務・責任の度合いに応じた8級制の導入	公共施設「出雲の村」管理運営の法人・公社化の検討 職務・責任の度合いに応じた8級制の導入
老人保健福祉計画に沿った積極的な事業の展開(要員の確保) 権限委譲・新規事業等による業務増大を勘案した職員定数 臨時雇、嘱託職員の雇用の抑制	老人保健福祉計画に沿った積極的な事業の展開(要員の確保) 権限委譲・新規事業等による業務増大を勘案した職員定数 臨時雇、嘱託職員の雇用の抑制	老人保健福祉計画に沿った積極的な事業の展開(要員の確保) 権限委譲・新規事業等による業務増大を勘案した職員定数 臨時雇、嘱託職員の雇用の抑制	老人保健福祉計画に沿った積極的な事業の展開(要員の確保) 権限委譲・新規事業等による業務増大を勘案した職員定数 臨時雇、嘱託職員の雇用の抑制	老人保健福祉計画に沿った積極的な事業の展開(要員の確保) 権限委譲・新規事業等による業務増大を勘案した職員定数 臨時雇、嘱託職員の雇用の抑制	老人保健福祉計画に沿った積極的な事業の展開(要員の確保) 権限委譲・新規事業等による業務増大を勘案した職員定数 臨時雇、嘱託職員の雇用の抑制
その他 香坂一本化 地下水依存からダム建設の努力へ 粗大ゴミの処分場の確保	その他 香坂一本化 地下水依存からダム建設の努力へ 粗大ゴミの処分場の確保	その他 香坂一本化 地下水依存からダム建設の努力へ 粗大ゴミの処分場の確保	その他 香坂一本化 地下水依存からダム建設の努力へ 粗大ゴミの処分場の確保	その他 香坂一本化 地下水依存からダム建設の努力へ 粗大ゴミの処分場の確保	その他 香坂一本化 地下水依存からダム建設の努力へ 粗大ゴミの処分場の確保

資料各町行政大綱より作成

また、「壱岐一本化」が共通して挙げられている点も注目される。ここでは、いずれの旧4町でも合併が行財政改革の一環として認識されている。

なお、細かく検討してみると、次のような事項で旧4町の特徴をみることができる。

旧郷ノ浦町	町民への配布文書等の迅速化, 「壱岐文化ホール」の財団化の検討, 「出会いの村」の管理運営の法人化・公社化の検討, 地下水依存によるダム建設の努力, 粗大ゴミの処分場の確保,
旧芦部町	選挙投票所の整理統合, スポーツ面を配慮した施設の整備拡充, 公衆トイレの民間等への管理委託,
旧石田町	特別職の給与, 議員の手当ての削減,
旧勝本町	直営診療所の経営健全化, 町民の意見を施策に反映させるための諮問制度, 公民館活動と社会教育活動の展開, シルバー人材の公共施設の管理運営にあたっての活用, 温泉源確保対策, FRP 船の廃棄対策

また、旧芦部町と旧勝本町にあっては、いずれも県境を超えた防災・救急等の相互協力体制の研究が、旧郷ノ浦町と旧芦辺町では、女性の社会進出の増加に伴う保育年齢の引き下げと保育時間の延長が、それぞれ挙げられている点が注目される。

また、旧4町の間連携は、広域行政での取り組みによく現れている。壱岐広域圏町村組合の活動として、16の事務が共同で処理されている。その具体的な内容は、計画策定にあっては、広域市町村圏とふるさと市町村圏での計画策定、施設運営では、福祉関連で老人ホーム・デイサービスセンター・老人福祉センター、教育・文化関連で郡民センター・図書館運営・歴史民俗資料館が共同で運営されている。この他に、消防・救急業務、火葬場、職員研修、電子計算機導入・運営、



国立療養所壱岐病院の移譲，教員委員会の統合促進等の業務も共同で処理されている。平成13年4月の時点で，これら町村組合の職員数は236名であり，この規模は，当時の壱岐地域における職員数総数613名（内，郷ノ浦町123名，勝本町94名，芦辺町97名，石田町63名）の38.5%を占めている。

## Ⅱ．合併直後の行財政状況

### 1．消費的経費

まず，消費的経費の推計の仕方について検討する。図表5(a)は，平成14年度の場合で，当時の長崎県の各市町村の一人当たりの消費的経費と人口数をプロットし，その回帰曲線を示したものである。大凡，U字型の形状を成していることが判る。すなわち，一定の人口規模に向かって，一人当たり消費的経費は逡減していく傾向にあり，また一定の人口規模を超えると，これは逡増していく傾向にあることを意味している。

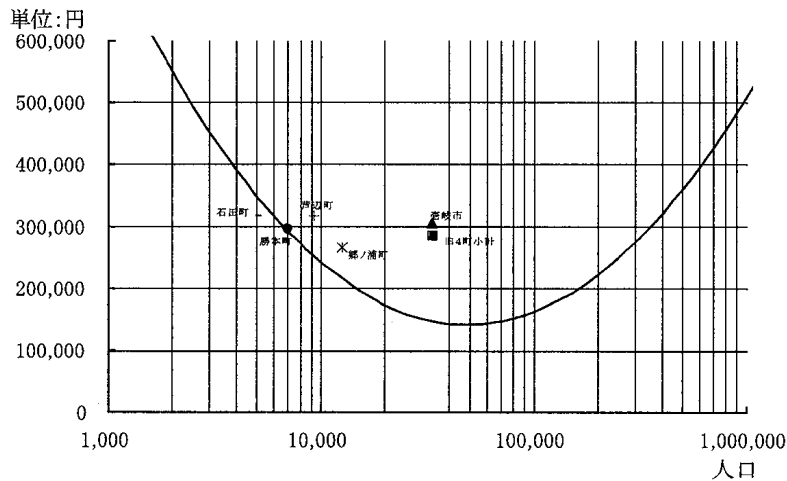
仮に，市町村合併が一瞬にして成って，本来の一自治体としての行財政運営が現実のものとなったとするならば，この回帰分析に基づいて，合併後の人口数に応じた一人当たり消費的経費を推計することができる（図表5(b)を参照）。

ただし，留意する必要があるのは次の諸点である。消費的経費の中には，人件費，物件費，扶助費，維持補修費，補助費等が含まれるが，いずれの経費も，合併をすれば一瞬にして逡減あるいは増加するという性質は有していない。特に人件費にあっては，まず職員給与については，合併後も職員の身分は保証されるために，本来の人口数に応じた職員数を実現できる訳ではない。また，議員数にあっては，合併5年後にあっては改正地方自治法に則った議員数を制限に抑制される，ということになる。

その他の消費的経費については，次のように考えることができる。扶助費に

あつては、特に従来の町村から市に昇格した場合には、福祉事務が追加される分、むしろ増大することになる。維持補修費は、施設が拡充されるに伴って累増していく性質を有しているために、合併をしたからといって抑制できるという性質は基本的には有していない。補助費等については、一部事務組合負担金については、従来の複数の総務部門を一括することができる事務事業が出てくる限りで抑制することが可能となる。また、補助費等の中で、補助金・交付金等については、合併後に団体を統合できる限りで抑制することができる。

図表 5 (a) 長崎県市町村の人口一人当たり消費的経費曲線 (平成14年度)



図表 5 (b) 消費的経費の比較 (平成14年度)

	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口1000人当たり 面積(km <sup>2</sup> /1000 人)	人口一人当たり消 費的経費 単位:円	消費的経費(総額) 単位:千円
旧4町小計	33,631	138.44	4.12	284,835	9,579,284
人口と面積から推計した 標準団体 注1)	33,631	138.44	4.12	211,662	7,118,397
標準団体との差異	—	—	—	73,173	2,460,887
人口から推計した標準団 体 注2)	33,631	—	—	214,937	7,228,547
標準団体との差異	—	—	—	69,898	2,350,737
壱岐市(平成15年度)	33,236	138.44	4.17	305,548	10,155,177
平戸市	23,905	168.74	7.06	295,379	7,061,024

注1) 推計式:  $a \cdot x^2 + b \cdot x + c \cdot z + d$

$a = 39,759.01$   
 $b = -851,547.69$   
 $c = 3,416.63$   
 $d = 4,692,162.42$   
 $x = \ln(\text{人口})$   
 $z = \text{人口1000人当たり面積}$   
 $R^2: 0.79$

注2) 推計式:  $a' \cdot x^2 + b' \cdot x + d'$

$a' = 40,211.91$   
 $b' = -867,666.37$   
 $d' = 4,821,229.91$   
 $x = \ln(\text{人口})$   
 $R^2: 0.77$

注3) 標準団体の消費的経費は、人口一人当たり消費的経費の推計値に当該団体の人口を掛け合わせて算出。

図表 6 交付基準額の推移

(単位:千円,%)

	合計			瀬戸町			鶴本町			津辺町			石田町		
	基準財政需要額 a	基準財政収入額 b	交付基準額 a-b	基準財政需要額 a	基準財政収入額 b	交付基準額 a-b	基準財政需要額 a	基準財政収入額 b	交付基準額 a-b	基準財政需要額 a	基準財政収入額 b	交付基準額 a-b	基準財政需要額 a	基準財政収入額 b	交付基準額 a-b
平成10年度	12,993,390	2,552,511	10,440,879	4,296,058	1,085,372	3,210,686	2,956,281	434,336	2,524,945	3,620,376	688,165	2,932,211	2,117,675	344,638	1,773,037
平成11年度	13,103,437	2,430,671	10,672,766	4,382,404	1,026,846	3,355,558	2,955,207	407,232	2,547,975	3,843,594	686,798	2,976,796	2,122,232	329,795	1,792,437
平成12年度	13,201,248	2,466,969	10,714,279	4,443,559	1,054,206	3,389,353	2,981,621	419,024	2,562,597	3,846,675	680,874	2,985,801	2,129,393	332,865	1,796,528
平成13年度	12,786,709	2,516,274	10,270,435	4,310,575	1,057,282	3,253,293	2,919,282	417,104	2,502,178	3,539,429	702,772	2,836,657	2,017,423	339,116	1,678,207
平成14年度	12,110,956	2,446,936	9,664,020	4,094,859	1,042,380	3,052,599	2,768,980	400,677	2,368,303	3,360,327	682,512	2,677,815	1,886,690	321,387	1,565,303
平成15年度	11,269,784	2,370,147	8,899,647												
平成16年度															
合算算定替 A	11,642,506	2,466,288	9,176,218												
一本算定 B	10,146,109	2,466,280	7,679,828												
(A/B)*100	114.7	100.0	119.5												

資料:各年度決算カードより作成。

ここで合併後の壱岐市の人口規模の水準でみると、旧4町小計また壱岐市の実績のいずれにあっても、一人当たりの消費的経費は、回帰曲線上の水準から大きくかけ離れて高い水準にある。回帰曲線上の水準を標準的な水準とみなすならば、合併直後の水準をこの標準的な水準に抑制していくこと、換言すれば、適正な経常的経費の水準に抑制していくことが合併に伴う固有な行財政改革の課題といえる。

## 2. 合併算定替の効果

合併後の行財政改革を進める場合、一つのポイントは、合併年度とその後の10年間は算定替と一本算定といずれか高い方の基準財政需要額が用いられるという点を勘案しておくことである。すなわち、壱岐市の場合、図表6でみるように平成16年度にあつては、基準財政需要額は一本算定よりも算定替が約15%上回り、その結果、交付基準額も同様に約20%上回ることになる。この合併後の激変緩和の期間が10年間保証され、その後の5年間は段階的に削減されて合併後の15年後には一本算定で基準財政需要額が算定されることになる。

そこで、基本的には、この合併後の10年間の間に、特に上述した消費的経費を中心とした経常的経費を抑制していくことが方向性として考えられる。

### 3. 類似団体との比較

壱岐市は平成16年3月1日に誕生したため、合併後の最新の決算年度は平成15年度となる。従ってまた、当該年度の決算額は事実上、旧4町の財政状況を合算した形となる。また、合併直後の時点にあっては、類似団体比較を試みる場合、まだ平成15年度での比較が資料の上で活用できないため、平成14年度の類似団体の財政指数を用いることにする。

まず、壱岐市の類型であるが、人口は平成16年3月31日の時点で3万3,236人、就業構造では平成12年の国勢調査によれば第2次と第3次の就業人口は全体の73.2%、第3次の就業人口は同様に52.3%を占めている。それぞれの割合は、平成15年度の類似団体の都市類型によれば、「都市0-1」（人口は3万5,000人未満、第2次と第3次の就業人口が85%未満で、第3次の就業人口が50%以上）に該当する。長崎県内では、平戸市がこの類型に該当する。因みに、町村類型によれば、「町村0-1」（人口は3万5,000人未満、第2次と第3次の就業人口が65%以上～75%未満）に該当する。長崎県内では、峰町がこれに該当する。

壱岐市の財政指標をみてみると（図表7）、経常収支比率については85.4%であり、類似団体を下回ってはいるが、財政逼迫の状況にあるといえる。財政力指

図表7 財政指標

	壱岐市 (平成15年度)	類似団体(平成14年度)	
		都市0-1	町村0-1
経常収支比率	85.4	91.0	86.4
財政力指数	0.2	0.3	0.2
減税補填債・臨時財政対策 債を除く経常収支比率	93.9	95.9	93.4
実質収支比率	5.7	3.1	5.1
公債費負担比率	21.1	18.8	22.7
公債費比率	15.9	16.9	15.9
起債制限比率	6.9	11.1	9.6

資料：『類似団体別市町村財政指数表』地方財政協会、平成16年、『平成15年度決算状況』壱岐市より作成。

注：類似団体は平成14年度決算、壱岐市は平成15年度決算に基づく。

数が類似団体を下回っている分、地方交付税等の依存財源に対する依存度は高く、例えば人口一人当たり地方交付税額でみると、壱岐市は類似団体の約1.5倍の大きさである。これは、算定替によって旧4町の基準財政需要額が適用されていることが大きいといえる。ただし、交付税依存度が高いこと自体は、今後、国の地方交付税制度の改正によって影響を受ける分が高くなることを意味する。

また、公債費負担比率、すなわち一般財源等に対する公債費充当一般財源等の割合が類似団体に比べても高く、21.1%となっている。また、地方債現在高倍率でみても、2.21であり、地方債の累積が財政逼迫の一つの要因といえる。起債制限比率が抑制されているのは、壱岐市の全域が離島振興あるいは辺地振興の対象地域となっているため、国からの財政支援が市負担分を緩和していることに寄与していることが大きいといえる。

今後は、合併関連事業の遂行に伴い、単独事業の財源に地方債が充てられるために、公債費の累増、地方債現在高倍率の増大が予測される。この点を十分に配慮した財政計画あるいは行財政改革の方針が打ち出される必要がある。

また行財政改革の論点を抽出するにあたって、性質別経費の検討が重要である。図表8から判るように、扶助費を除いた他のいずれの経費も類似団体を上回っている。更に次の諸点を指摘することができる。

第一に、経常経費充当一般財源等の計でみると、壱岐市（人口一人当たり約47万3,000円）は類似団体（約29万円）よりも64.2%上回っている。前述したように、合併前の旧4町の場合にあっては、いずれも充当水準は概ね平均的であった。しかし、合併直後にあるため、ここでみる割高である分が、基本的には、今後の合併による削減効果が期待される分であるといえる。

第二に、人件費については、類似団体を12.7%上回っているが、これは経常経費充当一般財源等全体でみた場合よりも大きく下回っている。このことは、合併前から、広域行政の進展から旧4町のいずれにあっても抑制傾向にあったこと

図表 8 人口一人当たりでみた類似団体との比較

(単位:円、%)

	決算額			充当一般財源等		
	香崎市 a	類似団体 b	(a/b)*100	香崎市 c	類似団体 d (c/d)*100	
人件費	120,438	107,797	111.7	103,121	91,518	112.7
物件費	86,785	50,396	172.2	63,478	29,032	218.6
維持補修費	6,192	6,346	97.6	5,260	4,752	110.7
扶助費	25,393	50,407	50.4	7,625	15,908	47.9
補助費等	66,740	51,779	128.9	56,716	30,701	184.7
公債費	105,364	69,577	151.4	105,364	62,993	167.3
積立金	29,780	4,986	597.3	27,970	0	-
投資・出資・貸付金	1,535	12,383	12.4	1,535	0	-
繰出金	42,960	41,115	104.5	38,045	24,405	155.9
前年度繰上充当金	0	0	-	0	0	-
投資的経費	194,150	109,805	176.8	63,892	28,838	221.6
普通建設事業費	180,100	107,015	168.3	60,288	28,141	214.2
補助	60,883	41,236	147.6	4,679	1,778	263.1
単独	119,217	56,036	212.8	55,609	23,940	232.3
災害復旧事業費	14,050	2,790	503.6	3,605	698	516.5
失業対策事業費	0	0	-	0	0	-
合計	679,335	504,592	134.6	470,382	259,411	181.3

資料:図表7と同じ。

が大きいといえる。福祉事務所の要員を考えれば、行財政改革における職員削減による財政効果は大きくはないといえる。

第三に、物件費については、合併前にあっては、旧郷ノ浦町の場合を除いて特に突出していた訳ではなかったが、合併直後にあっては、対類似団体で2倍を超える割高な状況となっている。支所の配置が旧4町役場に置かれているが、これに新規の事務拠点を加えて「実際は5つの役場が存在」しているという状況にある。今後は、新庁舎への総務・管理部門の集中と、窓口業務を中心とした支所機能の再配置が求められる。

第四に、普通建設事業費が補助事業、単独事業のいずれの場合も、大幅に類似団体を上回っている点が注目される。平成15年度の決算ではあるが、平成15年3月の時点での合併であることを勘案すると、本格的な合併事業が着手されたものとはいえない。今後は、この差が一層拡大していくことが予想される。

第五に、公債費については、合併直前にあっても、石田町を除いた旧3町の公

債費が一人当たり額で類似団体の20%から40%近く上回っていたが、これが合併直後には更に70%近くも上回る水準に達している。第四で指摘した今後の本格的な合併事業の展開の下では、公債費は継続的に累増していくことが予想される。

#### 4. 具体的な方策

行財政改革のため、経費の削減額、及びそれを達成するための期間を適切に設定するには、どのような点を考慮する必要があるのだろうか。

財政の弾力性を示す経常収支比率を行財政改革の一つの指標に据えることが考えられる（図表9）。合併直後の行財政改革にあっては、基準財政需要額の算定替と一本算定の各算定によって当然、経常一般財源等の値が異なってくる。平成

図表9 行財政改革：経常経費充当一般財源の削減額の推計

経常一般財源等に赤字地方債（減税補てん債・臨時財政対策債）を含まない場合						
現状の経常収支比率は	93.9		%であるが、行革を実施しないで			
現状のまま推移すると経常収支比率は	106.9		%に達することになる。			
激変緩和策が適用される期間にあつては、						
経常収支率80%を達成するには、現状の経常経費充当一般財源等を	1,661,353		千円、すなわち		14.8	
%の抑制が必要であることを意味する。						
激変緩和期間が切れた期間にあつては、						
経常収支率80%を達成するには、現状の経常経費充当一般財源等を	2,819,588		千円、すなわち		25.2	
%の抑制が必要であることを意味する。						
5年間で経常収支率80%を達成するためには、次のようになる。						
	現状 A	5年後	5年間の削減額 B	年間平均削減額 C	B/A*100	C/A*100
経常経費充当一般財源等	11,203,723	9,542,370	1,661,353	332,271	14.8	3.0
更にその後の5年間で経常収支率80%を達成するためには、次のようになる。						
	5年後 A	10年後	当該5年間の削減額 B	年間平均削減額 C	B/A*100	C/A*100
経常経費充当一般財源等	9,542,370	8,384,135	1,158,236	231,647	12.1	2.4
経常一般財源等に赤字地方債（減税補てん債・臨時財政対策債）を含む場合						
現状の経常収支比率は	85.4		%であるが、行革を実施しないで			
現状のまま推移すると経常収支比率は	96.0		%に達することになる。			
激変緩和策が適用される期間にあつては、						
経常収支率80%を達成するには、現状の経常経費充当一般財源等を	708,432		千円、すなわち		6.3	
%の抑制が必要であることを意味する。						
激変緩和期間が切れた期間にあつては、						
経常収支率80%を達成するには、現状の経常経費充当一般財源等を	1,866,668		千円、すなわち		16.7	
%の抑制が必要であることを意味する。						
5年間で経常収支率80%を達成するためには、次のようになる。						
	現状 A	5年後	5年間の削減額 B	年間平均削減額 C	B/A*100	C/A*100
経常経費充当一般財源等	11,203,723	10,495,291	708,432	141,686	6.3	1.3
更にその後の5年間で経常収支率80%を達成するためには、次のようになる。						
	5年後 A	10年後	当該5年間の削減額 B	年間平均削減額 C	B/A*100	C/A*100
経常経費充当一般財源等	10,495,291	9,337,055	1,158,236	231,647	11.0	2.2

資料：壱岐市行政改革委員会提出資料（筆者作成）。

15年度の場合、壱岐市の経常収支比率85.4%というのは、算定替が適用された値である。これを仮に、一本算定が適用されたとすれば、推計で経常一般財源等は約14億5千万円減少することになり、経常収支比率は96%に上昇する。この経常収支比率の差異を行財政改革の目安に適應することが考えられる。

ここで、行財政改革を進めなかったならば、すなわち経常経費充当一般財源が一定であったならば、また激変緩和期間の算定替、そして経常一般財源等が一定であったならば、激変緩和期間の経常収支比率は現状の85.4%であるが、激変緩和期間が切れた後には96%に上昇することを意味する。

以上の経常一般財源等には減税補てん債と臨時財政対策債を含めているが、これを除くならば、経常収支比率は現状の93.9%から一本算定を適用した場合の106.9%へと増加することになる。

経常収支比率の適正水準は、町村レベルでは75%以下、また市レベルでは80%以下といわれている。ここで80%以下を目標対象とすれば、図表9に示す通りとなる。まず、経常一般財源額に赤字地方債を含めて考えるかどうか、という点であるが、これは本来、国レベルの景気対策の一環として実施された減税政策に伴って生じた交付税財源の減少に対する措置である。赤字地方債の問題点は、基本的に地方債であるため、後年度負担が求められるということである。従って、現在の経常一般財源の中に将来の公債費に充てられる分が含まれることを意味するのであり、基本的な性格は通常地方債と変わらない。そこで、赤字地方債を除いた経常収支比率を目標対象に据えることが望ましい。

また、目標期間の設定についてであるが、激変緩和期間は合併年度及びその後の10年間となっており、その後の5年間で段階的に普通交付税を算定替から一本算定へと切り替えられていく。一本算定に対応する経常一般財源等を基準として、その80%以下の水準に経常経費充当一般財源を削減していく必要があるが、期間設定の考え方としては、激変緩和期間とそれが切れる10年後とに区別するのが妥



当である。

ここでは、合併直後にどれだけの合併事業を実施するか、従って公債費の累増をどれだけ招くことになるか、という点とも関連してくる。通常、合併直後の変化を目に見える形で大規模な建設事業で展開しようとするれば、当然に公債費充当の経常一般財源等が増大するため、その分、経常収支比率が増大することになる。

### Ⅲ. 今後の課題

#### 1. マスタープランと行財政改革の関連

新市建設計画（『飛翔・・・壱岐21世紀計画』壱岐四町合併協議会）について概観しておく。ここでは、まちづくりの将来像として「海とみどり，歴史を活かす癒しのしま，壱岐（いきいきアイランド）」，またその基本理念として「自ら関わり，ともに創る自然の島づくり」，更にまちづくりの基本方針として，1. 「産業振興で活力あふれるまちづくり」，2. 「福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり～産業振興～」，3. 「自然を活かした，環境にやさしいまちづくり～福祉・健康～」，4. 「心豊かな人が育つまちづくり～教育・文化・スポーツ～」，5. 「内外交流が盛んなまちづくり～内外交流～」，6. 「様々な人が関わり合うまちづくり～地域経営～」をそれぞれ掲げている。

また、「島民の心を一つに収束させる，いわゆる旗印となるべきプロジェクト」として次の4構想が挙げられている。1. 「いきいきわくわく観光コンビニエンス構想」，2. 「めざせ日本一！いきいき食の原産国構想」，3. 「古代浪漫の宝庫－歴史と文化の島づくり構想」，4. 「蛸も遊ぶ！悠々快適いきいきアイランド構想」。ここで，1. の構想は観光地として，2. は農業・水産業を中心とした活性化，雇用確保に向けて，3. は歴史遺産，神社・仏閣について，4. は環境保全を含めたアメニティの拡充に向けて，それぞれの壱岐のポテンシャルを引き出すため

の構想を掲げている。

合併の目的を地域ビジョンの実現に求めるならば、新市建設計画にその考え方が示されている筈である。基本理念にあつては、壱岐市に限らず、いずれの自治体にも当てはまる一般性の高い理念が掲げられている。しかし、「旗印となるべきプロジェクト」としての4構想は、壱岐の地域特性を活かした妥当なものと考えられる。これらの構想が更に他の地域と比較した場合に比較優位を発揮できるかどうかという点では、「壱岐の特長」として「海に囲まれ、自然環境に恵まれてい」ること、「地形的に平坦で農業に適してい」ること、「九州の大都市福岡市に近い立地条件」という事項が特に重要である。

新市建設計画においても、行財政改革に言及された個所がある。それは、施策「6. 様々な人が関わり合うまちづくり」の3項目の一つとして掲げられた「効率的な行財政の充実」がそれである。この主要施策として、「新庁舎の整備」、「行政運営の充実」、「効率的な財政運営の推進」、「情報公開制度の確立」、「職員の資質の向上」が挙げられている。なお、「新庁舎の整備」については、その庁舎の立地は旧4町間の利害関係として重要な論点である。また、「職員の資質の向上」は「行政運営の充実」にも含まれる事項であり重複している。また全国レベルでの新しい動向である行政評価の導入については言及されておらず、この点で不備といえる。特に合併直後の行財政改革という非連続性を持つ問題に対応する行財政改革という視点は入っていない。「新庁舎の整備」を除き、通常総合計画で掲げられる行財政改革の必要性という内容に留まっている。

## 2. 人口推計と職員数

図表10は、壱岐市の人口の推移について、簡便な手法（コーホート変化率法・婦人子ども比法）を用いて推計したものである。従来までの出生率や各年齢階層の移動等を想定した上で、平成9年と平成14年の実績値を元に、平成34年まで推

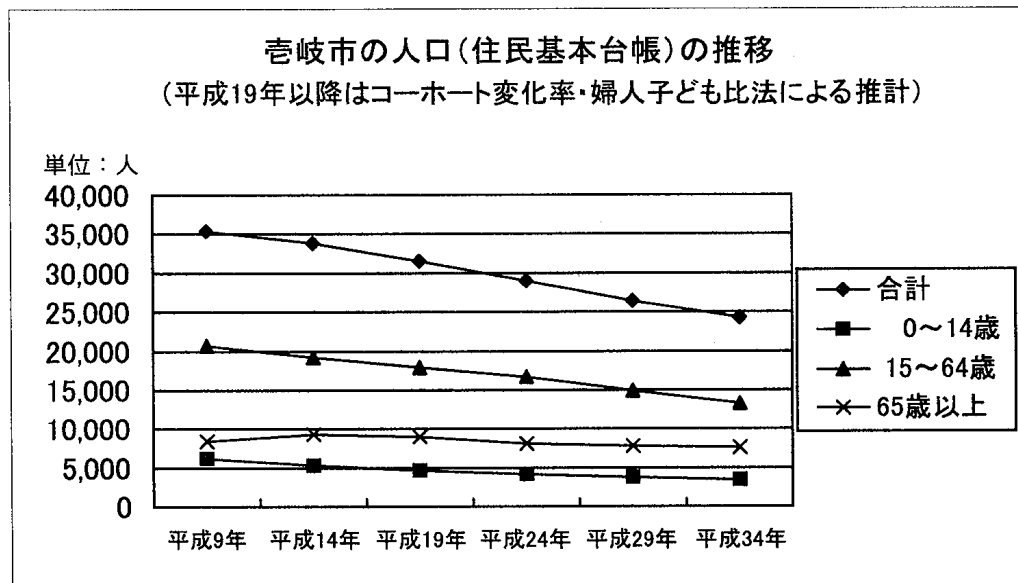
図表10

住民基本台帳人口に基づく推計—コホート変化率法(婦人子ども比法)による推計—  
壱岐市  
※実数 (単位:人)

	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年	平成34年
合計	35,344	33,790	31,511	28,992	26,358	24,267
0～14歳	6,231	5,277	4,637	4,182	3,776	3,448
15～64歳	20,721	19,189	17,904	16,739	14,868	13,282
65歳以上	8,392	9,324	8,970	8,071	7,713	7,537

※構成比 (単位:%)

	平成9.3.31	平成14.3.31	平成19年	平成24年	平成29年	平成34年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14歳	17.6	15.6	14.7	14.4	14.3	14.2
15～64歳	58.6	56.8	56.8	57.7	56.4	54.7
65歳以上	23.7	27.6	28.5	27.8	29.3	31.1



計してみた。図表によれば、人口の減少傾向は避けられず、平成24年までには3万人台を割ることになる。高齢者層も減少するが、それにも増して若年層と生産年齢層（15～64歳）の人口減の傾向も一層強いため、高齢者の割合が次第に上昇していくことになる。

次に職員数について検討する（図表11）。平成16年度の時点において、類似団体との比較では、一般行政職（消防と教育を除く）では壱岐市が304名に対して、人口によって換算した類似団体の場合は289名であるため、この時点では15名の超過となる。ここでの留意点は、前述した今後の壱岐市の人口の推移を配慮して

図表11 吉崎市部門別職員数の類似団体との比較

(単位:人)

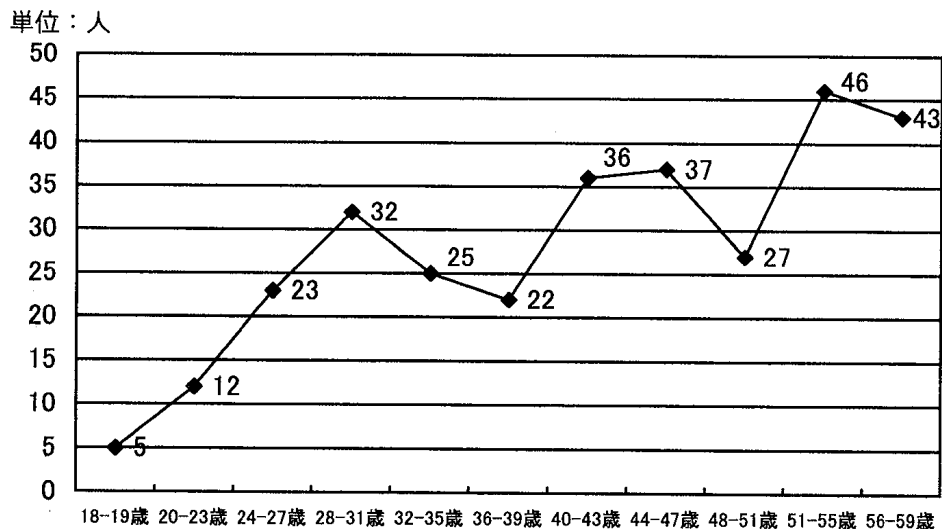
	吉崎市 a	類似団体 b	a - b
議会関係	5	6	-1
総務関係	89	79	10
税務関係	15	22	-7
民生関係	79	81	-2
衛生関係	32	29	3
労働関係	0	1	-1
農林水産業関係	44	33	11
商工関係	10	8	2
土木関係	30	31	-1
一般行政計	304	289	15
消防関係	63	24	39
教育関係	55	68	-13
合計	422	380	42

資料:吉崎市行政改革推進室資料  
 注:類似団体の人口千人当たりの職員数を吉崎市のH.15.3.31の人口で換算。類似団体の数値は平成15年4月1日現在。吉崎市の職員数は平成16年の時点。

おく必要がある, ということである。仮に類似団体の水準で職員定員数を考えるならば, 10年後には約2万9000人の人口水準となり, この間, 4千人程度の人口の減少が予想される。この場合, 類似団体の職員数は, 約250人となり, 平成16年度の時点よりも更に40名近くの抑制が必要となる。

また同時に, 現在の職員構成を年齢別にみても, 中高齢に比重があり, アンバランスな構成となっている(図表12を参照)。こうした状況に, 今後の人口

図表12 吉崎市職員年齢構成(一般行政職)ー平成16年度ー



減に見合った新規職員数の抑制を想定すると、この年齢構成上のアンバランスが暫く継続することになる。また適正な経常経費の実現と人口減を背景とした職員数の削減は、今後の行財政改革の在り方に対して、新たな課題を付加することが予想される。すなわち、前述した新市建設計画に掲げられた施策「6. 様々な人が関わり合うまちづくり」に関連付けていけば、協働と連携させた行財政改革が本格的に求められてくる、という点である。

### 3. 協働の必要性

Iでも述べたように、旧4町時代では、多様な共同事務の処理という広域行政によって行政の効率化を図ってきた、という経緯がみられた。合併によってこの広域行政はいわば完結したことになり、この点で壱岐地域でみられた広域行政は合併によって役割を終えたと考えることができる。今後の行政の効率化という点では、前述した適正な経常経費の実現という要請からくる職員数の抑制という点を前提とすれば、これを補完する機能を何らかの形で実効化されることが必要となる。

この手段として考えられる方策の一つに、協働の推進を挙げることができる。そこで、この協働の実態について検討しておきたい。まず、平成17年5月に実施された「自治会・公民館活動に関するアンケート」に沿って、壱岐地域における協働の実態を検討しておく。自治会・公民館の会長・館長による回答の内、全体の平均が70%以上の割合で回答している活動事項は、次の通りである（「自治会・公民館活動に関するアンケート」問1の回答、形式は複数回答、以下同様）。— 「市の業務の広報、伝達、連絡、調査報告業務」、「納税組合としての納税奨励・督促・未納防止業務」、「管内の道路補修・維持管理、及び災害報告業務」、「住民の健康増進、スポーツ、レクリエーション等に関する事業」、「ゴミ・リサイクルステーションの管理運営」、「住民の親睦融和を図るための事業」。また、回答の

割合は更に落ちるが、「住民の福祉に関する事業」、「産業の振興に関する事業」、「地域の防災活動」にも関与している。

また、行政から依頼される具体的な業務内容を列記すれば、次の通りである（「自治会・公民館活動に関するアンケート」問 2-1 の回答）。－「各種調査，アンケート，要望のとりまとめ等」，「各種募金の協力」，「行事等の館員への連絡，出欠報告等」，「行政主催の会合出席」，「公民館長，婦人会長として選挙の投票立会」，「高齢世帯の安否確認・福祉関係部署への連絡」，「災害時の報告」，「産業経済，建設課等の依頼事務」，「住民の苦情の受付」，「水道料金の納付書・領収書の配布」，「税金納付書配布」，「建物の維持管理関係事務」，「統計調査」，「防犯連絡員」，「街灯故障箇所・危険地域の連絡」，「各種滞納者の把握確認」，「地域での催し，体育行事の事務・諸準備」，「道路整備の申請，道路の維持補修」。

以上にみるように、現状における自治会・公民館活動は、行政情報の広報に留まらず、税務行政，道路管理，保健，衛生に関して大半の自治会・公民館が行政執行のレベルにおいても実際に関与している。コミュニティ活動という本来の機能（「地域の文化，伝統行事に関する事業」，「住民の親睦融和を図るための事業」）に加え、行政機能あるいは公共活動の展開をむしろ主軸に活動していることが窺われる。

これまでみてきた自治会・公民館活動の在り方は、従来の壱岐地域における行政末端機能を担う中軸であり、民間のレベルから行政機能を補完するという役割を果たし、行財政改革という点からは特に職員活動を補完するという意味で人件費の抑制という効果を果たしていたと判断することができる。ここでは行政末端機能としての協働という点で自治会・公民館活動の果たしてきた役割は重要であるといえる。

問題は、こうした従来型の協働で新市建設計画のビジョンが達成できるか、という点である。今後は、当該計画で掲げられている「旗印となるべきプロジェク

ト」の実現を担う戦略的な協働が必要である。このことは、「壱岐の特長」を活かした協働が求められる、ということの意味している。

自治会・公民館活動についても、従来から広範囲に亘る分野で行政とリンクしていたことを勘案すると、ここでのプロジェクトを担うポテンシャルを有しているといえる。因みに、先のアンケートでは、自治会・公民館活動について、今後の市の在り方についても問われている（「自治会・公民館活動に関するアンケート」問3の回答）。その回答で割合が高かった項目は、次の通りである。－「自治会・公民館活動を支えるため、旧役場の支所の活動をもっと強化していく必要がある」（50.6%）、「お互いに、パートナーとして、協力しあっていくことが必要である」（47.8%）、「各地区の自治会・公民館の任意の活動に対しても、申請に応じた助成金政策を積極的に展開すべきである」（46.6%）。他方で、「これまでの委託事務は、なるべく市が単独で実施すべきである」という回答は20.2%に留まっている。

この回答から、自治会・公民館活動を介した行政と市民との協働のあり方については、地域の自主的な活動を前提に、支所活動の強化と助成金政策による任意の活動の促進、という手法が行政に対して望まれているといえる。そこで、自治会・公民館活動を介した今後の協働という点では、一つには、支所活動と助成金政策を当該プロジェクトとリンクさせていくという戦略を考えることができる。行財政改革の本来の役割は、効率性、経済性を追求することと併せて、有効性、すなわち住民の欲求を適える行財政運営がなされているか、また上位目的に適った適切な政策手段を展開できているかどうか、という点を促進することにある。合併後の新市建設計画の実現を想定した行財政改革として、かつ従来とは異なるタイプの課題として、有効性を効果的に適える協働の推進という新たな課題が加わったといえる。

## お わ り に

本稿の目的は、長崎県壱岐地域のケースを取り上げて、合併に伴って基本的には三つの異なるレベルでの行財政改革が必要である、という点を明らかにすることにあった。具体的には、次の諸点を明らかにした。

第一に、旧4町時代にあっては広範囲に亘る多様な共同事務を展開することによって行政運営上のコストを節減してきたという経緯があるが、個々の町での行財政運営においては経常収支比率の悪化に見られるように、経常的経費が累増していたという経緯がある（Ⅰ）。

第二に、合併に伴って、本来の経常的な経費の水準と比較して突出した財政状況を抱えることになり、ここに旧町時代に抱えていた行財政改革上の課題を新たなステージで取り組む必要性が生じることになる（Ⅱ）。

第三に、職員数の抑制と有効性の追求という要請を前提に、行政末端機能としての従来型の協働から、新市建設計画の実現のため、有効性を効果的に適える協働の推進という新たな課題が生じることになった（Ⅲ）。